

## 富山県一般公衆浴場燃料価格高騰対策補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、富山県補助金等交付規則（昭和37年富山県規則第10号。以下「規則」という。）第21条の規定に基づき、富山県一般公衆浴場燃料価格高騰対策補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「一般公衆浴場」とは、公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第2条の規定により、知事の許可を受けた施設であって、物価統制令（昭和21年勅令第118号）第4条の規定により入浴料金の価格が統制されている施設をいう。

(補助対象者及び補助金の交付)

第3条 知事は、富山県内において一般公衆浴場を経営する事業主（以下「補助対象者」という。）に対し、予算の範囲内において次条に定める補助金を交付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の対象としないものとする。

- (1) 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号（以下「暴力団対策法」という）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められる者
- (2) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
- (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用した等と認められる者
- (4) 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
- (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助対象経費は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までに補助対象者が購入し納入された公衆浴場の維持管理に直接要する重油及び灯油（以下「燃料」という。）の費用とする。

2 補助金の額は、前項の期間に納入された燃料量に1リットル当たり9.57円を乗じ3で除することにより得た額とする。

3 前項により算出した額に1,000円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。

(年間使用量見込書)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、県が別に定める期日までに年間使用量見込書(第1号様式)を知事に提出し、補助対象期間に使用する燃料の量を報告しなければならない。

(交付の申請等)

第6条 申請者は、補助金交付申請書及び実績報告書(第2号様式)(以下「申請書及び実績報告書」という。)を県が別に定める期日までに、知事に提出するものとする。

2 前項の申請書及び実績報告書に添付する書類は次のとおりとする。

- (1) 燃料購入実績表(様式第3号)
- (2) 燃料購入に係る領収書等の写し
- (3) その他知事が必要と認める書類

(補助金の交付決定及び額の確定)

第7条 知事は、前条第1項の規定により提出された申請書及び実績報告書を審査のうち、その内容が適正であると認めるときは、補助金の交付決定及び額の確定をし、申請者に通知するものとする。

2 県は、申請書及び実績報告書を受理した場合において、審査により、補助金を交付することが不適当と認めるときは、理由を付して、書面により申請者に通知するものとする。

(補助金交付申請の取下げ)

第8条 前条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、前条第1項の規定による交付の決定の通知を受けた日から10日以内に、その旨を記載した書面をを知事に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第9条 知事は次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、規則第15条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により、補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令若しくはこれに基づく知事の指示若しくは命令に違反したとき。
- (3) 第4条第2項各号のいずれかに該当するとき。

(補助金の返還)

第10条 知事は補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付もれているときは、規則第16条第1項の規定により、期限を定めてその返還を求めるものとする。

(補助金の経理)

第11条 交付決定者は、収支簿を備え、他の経理と区分して事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 交付決定者は、前項の支出額について、その支出の内容を証する書類を整備して、前項の収支簿とともに事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(立入検査等)

第12条 知事は、補助事業の適正を期すために必要があるときは、交付決定者に対して報告をさせ、又はその事務所等に立ち入り、帳簿書類等を検査することができる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、令和4年7月8日から施行し、令和4年4月1日から適用する。